

労災保険法の請求書等の改正について

労災保険法の請求書等について和暦から西暦への変換を正しく行えるように労災システムの改修が行われること等に伴い、請求書等の様式について元号欄の追加を行う等所要の改正が行われました（平成 26 年 2 月 27 日 厚生労働省告示第 45 号）。

施行日は平成 26 年 3 月 31 日です。ただし、この告示の適用の際、現に存するこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができます。

改正になった様式番号は次のとおりです。

様式番号	名 称
様式第 5 号	業務災害用：療養補償給付たる療養の請求書
様式第 7 号 様式第 7 号(1)から 様式第 7 号(5)まで	業務災害用：療養補償給付たる療養の費用請求書
様式第 8 号	業務災害用：休業補償給付支給請求書
様式第 16 号の 3	通勤災害用：療養給付たる療養の請求書
様式第 16 号の 5	通勤災害用：療養給付たる療養の費用請求書
様式第 16 号の 6	通勤災害用：休業給付支給請求書
様式第 16 号の 10 の 2	二次健康診断等給付請求書

一次健康診断を行った医師が異常の所見がないと診断した項目について、産業医等が異常の所見があると診断した場合、当該産業医等が新たに異常の所見があると診断した項目について、該当するものを○で囲んでください。

イ 血圧

ロ 血中脂質

ハ 血糖値

ニ 腹囲又はBMI(肥満度)

異常の所見があると診断

した産業医等の氏名

印

(記名押印又は署名)

[注意]

- 1 で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学式文字読取装置(OCR)で直接読取りを行うので、汚したり、穴をあけたり、必要以上に強く折り曲げたり、のりづけしたりしないでください。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には該当事項を○で囲み(⑨及び⑭から⑳までの事項並びに⑩、⑪、⑫及び㉑の元号については、該当番号を記入枠に記入すること)、※印のついた記入枠には記入しないでください。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式表面右上に記載された「標準字体」になって、枠からはみ出さないように大きめのカタカナ及びアラビア数字で明りょうに記入してください。
- 4 「一次健康診断」とは、直近の定期健康診断等(労働安全衛生法第66条第1項の規定による健康診断又は当該健康診断に係る同条第5項ただし書の規定による健康診断のうち、直近のもの)をいいます。
- 5 ⑫は、実際に二次健康診断を受診した日(複数日に分けて受診した場合は最初に受診した日)を、また、㉑は、二次健康診断等給付を請求した日(二次健康診断等を医療機関に申し込んだ日)をそれぞれ記入してください。
- 6 ⑭から⑳までの事項を証明することができる一次健康診断の結果を添えてください。
- 7 「二次健康診断等実施機関の名称及び所在地」の欄については、実際に二次健康診断等を受診した医療機関の名称及び所在地を記載してください(胸部超音波検査(心エコー検査)又は頸部超音波検査(頸部エコー検査)を別の医療機関で行った場合、当該医療機関については記載する必要はありません。)
- 8 「事業主の氏名」の欄及び「請求人の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができます。
- 9 「労働者の所属事業場の名称・所在地」の欄については、労働者が直接所属する事業場が一括適用の取扱いを受けている場合に、労働者が直接所属する支店、工事現場等を記載してください。
- 10 「産業医等」とは、労働安全衛生法第13条に基づき当該労働者が所属する事業場に選任されている産業医や同法第13条の2に規定する労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師(地域産業保健センターの医師、小規模事業場が共同選任した産業医の要件を備えた医師等)をいいます。

表面の記入枠を訂正したときの訂正印欄	削字印 加字	社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名 印	電 話 番 号
--------------------	-----------	--------------------	----------------------	--------------	---------